

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2005-508345(P2005-508345A)

【公表日】平成17年3月31日(2005.3.31)

【年通号数】公開・登録公報2005-013

【出願番号】特願2003-532515(P2003-532515)

【国際特許分類】

C 0 7 H 17/00 (2006.01)

A 6 1 K 36/81 (2006.01)

A 6 1 P 17/00 (2006.01)

A 6 1 P 35/00 (2006.01)

【F I】

C 0 7 H 17/00

A 6 1 K 35/78 R

A 6 1 P 17/00

A 6 1 P 35/00

【手続補正書】

【提出日】平成17年9月30日(2005.9.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

以下のステップ：

a) 磨砕して乾燥させたソラヌム種の植物組織を、製薬学的に許容可能な揮発性アルコールを使用してアルコール抽出を行う；

b) 得られた抽出物を乾燥させて揮発性の弱酸に溶解させ、遠心分離する；

c) 上澄みを、揮発性塩基を使用して沈殿させる；

d) 沈殿物を十分に洗浄し乾燥させる

を含む、配糖体抽出物の製造方法。

【請求項2】

ステップb)及びc)を数回繰り返す、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

揮発性酸が酢酸である、請求項1～3のいずれかに記載の方法。

【請求項4】

塩基が高濃度アンモニアである、請求項1～3のいずれかに記載の方法。

【請求項5】

乾燥させた植物組織が凍結乾燥させたソラヌム・ソドマエムの果実である、請求項1～4のいずれかに記載の方法。

【請求項6】

請求項1～5のいずれかに従って得られる抽出物をシリカゲルクロマトグラフィーにかけることを含む、トリグリコシド類のソラソニン及びソラマルギン抽出物を実質的に純粋な形で分離する方法。

【請求項7】

使用する溶離液がメタノール/アセトングラジエントである、請求項7に記載の方法。

【請求項 8】

トリグリコシド類のソラソニン及びソラマルギンを含み、90%を超える純度を有するソラソジントリグリコシド抽出物。

【請求項 9】

ソラソニン:ソラマルギンの比率が0.3~0.7:0.4~0.8の範囲である、請求項 8 に記載のソラソジントリグリコシド抽出物。

【請求項 10】

ソラソニン:ソラマルギンの比率が0.4~0.6:0.5~0.7の範囲である、請求項 8 又は 9 に記載のソラソジントリグリコシド抽出物。

【請求項 11】

ソラソニン:ソラマルギンの比率が0.7:0.5の範囲である、請求項 8 に記載のソラソジントリグリコシド抽出物。

【請求項 12】

請求項 6 又は 7 のいずれかに記載の方法に従って得られる、請求項 8 ~ 11 のいずれかに記載のソラソジントリグリコシド抽出物。